

忘れていませんか？確定申告

平成29年分所得税の確定申告は、**3月15日(木)**、消費税および地方消費税（個人事業者）の確定申告は**4月2日(月)**受付期間限となっています。期限間近になりますと税務署は大変混雑します。確定申告書は「前年の申告書控え」や「確定申告の手引き」を参考にご自分で作成し、お早めに提出してください。

なお、確定申告書は、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）の「確定申告書など作成コーナー」でも作成することができます。作成した確定申告書は、郵送などで提出できます。

■確定申告書には、マイナンバーの記載が必要

本人確認を行うため必要となりますので、マイナンバーカード（お持ちでない方は、番号通知カードと身分証明書の方）をお持ちください。

■申告相談

役場では所得税の確定申告相談を実施しています。期限間近になると大変混雑し、長時間お待ちいただくこともありますので、できるだけ次の地域指定日を利用してください。

平成29年分 申告相談日程表

月日	曜日	対象地域	受付時間	会場	
3月	1日	木	午前10時～午後1時	阿歴内公民館	
	2日	金			阿歴内北・北片地区
	5日	月	午前10時～午後1時	塘路住民センター	
	6日	火	駒ヶ丘荘（予備日：悪天候であった地域）	午前10時～11時	駒ヶ丘荘
	7日	水	共和・下茶安別・中茶安別以外の茶安別	午前9時30分～午後1時	役場大会議室
	8日	木	オソツベツ		
	9日	金	ルルラン・栄・南標茶・北標茶・厚生		
	12日	月	五十石・茅沼・シラルトロ・多和・上多和	午前9時30分～午後3時	役場大会議室
	13日	火	全地域		
	14日	水			
15日	木				

※悪天候により職員が会場に出向けない場合は、日を改めて対応します。下記係へ問い合わせください。

■問い合わせ／役場税務課税務係（1階⑨番窓口☎485-2111内線154）

生石灰の保管方法に注意！

生石灰は水分と反応して熱を発生させる性質があります。園芸などで使用し物置に保管している家庭も多いと思われませんが、保管の際は以下のことに注意しましょう。



～注意事項～

- 袋の口が開いた生石灰は開け口から水分が入らないように保管しましょう。
- 台などの上に置いて保管しましょう。
- ドアや窓など、雨や雪などが入りやすそうな所の付近には置かないようにしましょう。
- 周囲に燃えるようなものを置かないようにしましょう。
- 500kg以上保管する場合は消防に届け出が必要です。

消防だより



標茶消防署☎485-2021

ホームページ

<http://www.town.shibecha.hokkaido.jp/~sfsma/>

標茶消防署ホームページをご覧ください

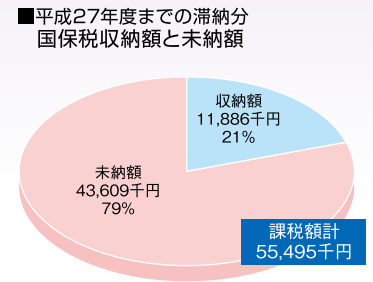
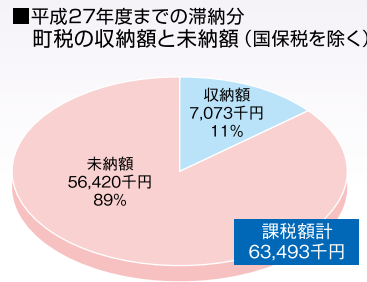
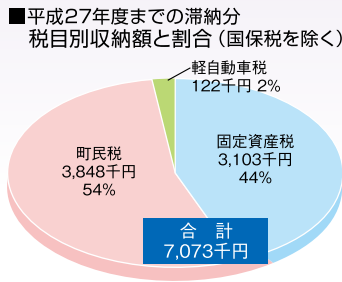
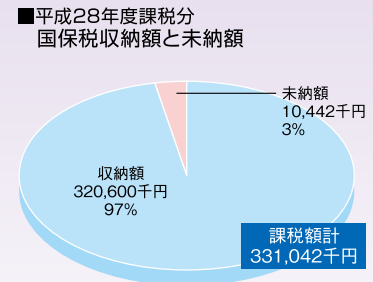
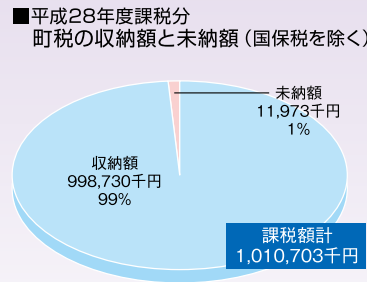
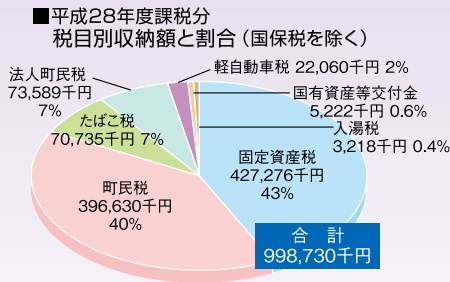
標茶消防署のホームページでは毎月の火災件数や救急件数のほか、保育園児たちが庁舎見学に訪れた際の車両試乗や放水体験、濃煙体験の写真などを掲載しています。また、消防に提出する各種届出関係や火災に関する製品のリコール情報、消火器の処分の方法なども掲載していますのでぜひご覧ください。

※インターネットで「標茶消防署」と検索してもホームページが見つかりません。

※標茶消防の各行事写真も掲載していますのでご覧ください。

「町税の納入」にご理解とご協力をいただきありがとうございます

平成28年度の町税の納付結果が次のとおりまとめました。



悪質滞納者には厳しく対応

本町では、滞納解消の基本をあくまでも納税者との話し合いとしています。面談などの納税相談を行い、一括で納税できない方には収入に応じた分割納付など、疾病負傷のときは一定期間納税を猶予するなどの方法により解決しています。

一定の収入がありながら納入の約束を一方的に守らない、再三にわたる納付の要請に応じない悪質滞納者については、預金や給与などの差し押さえを、国保税の滞納者へは「**短期保険証**」の交付や窓口で一旦医療費全額を負担する「**資格証明書**」の交付など厳しい対応をとっております。

釧路・根室広域地方税滞納整理機構

釧路・根室管内の町村から引き継がれた事案について、広範囲な調査を行い、預金や給与、土地・建物などの財産を差し押さえて公売などの処分を専門に行っている組織です。

本町においても、資力がありながら「再三の催告に応じない」「高額滞納がある」などの滞納者については、同機構へ引き継ぎを行っています。

平成28年度は同機構へ1,534万円の税額を引き継ぎ、うち236万円が収納されました。（収納率15%）

お困りの方は早めの相談を！

特別の事情があり納付が困難な方は、放っておかず早めにご相談ください。

昼間の相談が困難な方については、夜間納付相談窓口をご利用ください。日程は広報しべちやまたは町ホームページ（アドレスは26ページ参照）で確認してください。

全国のコンビニでも納付が可能です

「平日の昼間は忙しくて納められない」「長期間出張することになった」など、役場や町内の金融機関での納付が難しいという方はコンビニ納付をご利用ください。

◆◆◆ご注意ください◆◆◆

コンビニ納付をご利用の際は、**期別と納期限**をよくお確かめの上、納付書を自分で切り取ってお支払いください。納期を間違えると、本来の納期分について督促状が発送されることがあります。

■問い合わせ／役場税務課納税係（1階⑩番窓口☎485-2111内線155）